

「議会報告と町民・団体との意見交換会」開催要領案について

（「議員定数と報酬の見直し」に係る議会報告と町民・団体との意見交換会）

- 1 日 程 令和 7 年 10 月 21 日（火）～11 月 5 日（水）※12 日間
（所要時間：1 時間 30 分／開始時刻：会場別設定）

2 会 場

- （1）地域別 地域コミュニティセンター及びめむろ駅前プラザ
（2）団 体 公共施設及び役場 3 階

<地 域>

月 日	開始時刻	会 場	対象町内会・行政区
10 月 21 日（火）	19:00	上美生農村環境改善センター	上美生町、上美生区 新美生、西伏美 雄馬別区、東伏美区
10 月 22 日（水）	19:00	上伏古コミュニティセンター	共栄区、上伏古区
10 月 23 日（木）	19:00	坂の上コミュニティセンター	博進区、坂の上区 名友区、栄区
10 月 24 日（金）	19:00	中伏古コミュニティセンター	中伏古区
10 月 27 日（月）	19:00	北伏古コミュニティセンター	北伏古区、新生区 大成区、下美生区
10 月 28 日（火）	19:00	西士狩地域福祉館	西士狩区、美蔓区 国見区
10 月 29 日（水）	19:00	祥栄ふれ愛館	関山区、上関山区 祥栄区、新祥栄町 平和区、北明区
10 月 30 日（木）	19:00	毛根コミュニティセンター	毛根区、芽室太区
10 月 31 日（金）	19:00	美生コミュニティセンター	美生区
11 月 1 日（土）	10:00	めむろ駅前プラザ 2 階	町内全域
	13:30	西コミュニティセンター	町内全域
	15:00	南コミュニティセンター	町内全域
11 月 4 日（火）	19:00	高岩地域福祉館	高岩区、中島区 西芽室区
11 月 5 日（水）	19:00	上芽室農業研修センター	上芽室区、新朝日区 報徳区、渋山区 渋山南区、報告区

<団 体>

月 日	開始時刻	団 体	開催場所
9 月 30 日(火)	16:00	商工会理事	商工会会議室
10 月 3 日(金)	15:00	消費者協会	めむろ一ど
10 月 14 日(火)	15:30	けあねっとめむろ	役場 3 階
調整中		農民連盟	
調整中		商工会女性部	
調整中		教育委員会、農業委員会	
調整中		育児ネットめむろ	

4 構 成

- (1) 定数・報酬に係る議会からの報告 (10 分)
- (2) 意見交換 (40 分)
- (3) その他 (10 分)

5 議会報告 (10 分)

- (1) 議員報酬について
- (2) 議員定数について
- (3) その他 (政務活動費等について)

6 役割分担

- (1) 司会進行 (1 名) ～議会運営委員
- (2) 会場運営 (設営・撤去) (全員)
- (3) 記録 (要点記録・写真) (2 名)

7 グループ編成

A	◎渡 辺	木 村	小笠原	中 村	正 村
B	◎菊 池	伊 藤	中 田	橋 本	常 通
C	◎鈴 木	堀 切	立 川	早 苗	西 尾

(集合時刻／開始時間の 30 分前)

<地 域>

月 日	開始時刻	会 場	担当グループ
10月21日(火)	19:00	上美生農村環境改善センター	A
10月22日(水)	19:00	上伏古コミュニティセンター	厚生文教委員会
10月23日(木)	19:00	坂の上コミュニティセンター	厚生文教委員会
10月24日(金)	19:00	中伏古コミュニティセンター	厚生文教委員会
10月27日(月)	19:00	北伏古コミュニティセンター	B
10月28日(火)	19:00	西土狩地域福祉館	C
10月29日(水)	19:00	祥栄ふれ愛館	A
10月30日(木)	19:00	毛根コミュニティセンター	B
10月31日(金)	19:00	美生コミュニティセンター	C
11月1日(土)	10:00	めむろーど	A
	13:30	西コミュニティセンター	B
	15:00	南コミュニティセンター	C
11月4日(火)	19:00	高岩地域福祉館	A
11月5日(水)	19:00	上芽室農業研修センター	B

<団 体>

月 日	開始時刻	会 場	担当議員
9月30日(火)	16:00	商工会理事	総務経済委員会
10月3日(金)	15:00	消費者協会	総務経済委員会
10月14日(火)	15:30	けあねっとめむろ	厚生文教委員会
月 日()		農民連盟	
月 日()		商工会女性部	
月 日()		教育委員会	
月 日()		農業委員会	
月 日()		育児ネットめむろ	

7 今後のスケジュール（広報・参加案内等）

- （1） 9 月 12 日（金） 全員協議会
- （2） 開催周知（議会 HP・SNS）、
- （3） 議会だより 10 月号校了（地域については表紙に掲載）
- （4） 10 月 10 日（金） 議会だより 10 月号掲載
- （5） ～10 月 27 日（月） 班編成・説明練習
- （6） ～10 月 28 日（火） 最終調整

○芽室町議会「議会報告と町民との意見交換会」の実施規程

(平成 24 年 4 月 12 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、芽室町議会基本条例（平成 25 年芽室町条例第 27 号）第 8 条に規定する議会報告と意見交換会（以下「意見交換会」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第 2 条 意見交換会の種類は、次のとおりとする。

- (1) 地域との意見交換会 あらかじめ議会が定めた議題について、町の区域を議会が別に定めるところにより指定する地区（以下、「地区」という。）を基本単位として実施する意見交換会をいう。
- (2) 団体との意見交換会 議会が取り組む政策立案等について、関係ある町民団体等と実施する意見交換会をいう。
- (3) 議会報告会 意見交換会に合わせて、議会活動などについて伝える機会をいう。

(地域との意見交換会の実施)

第 3 条 地域との意見交換会は、前条（1）により定めた地区において年 1 回実施する。

2 議会は、地域との意見交換会の開催日時、会場等について、議会だより及び町議会のホームページ等への掲載、開催地区における開催案内文書の回覧等の方法により、広く周知を図るものとする。

(団体との意見交換会の実施)

第 4 条 団体との意見交換会は、教育、文化、福祉、産業等の分野ごとに行う意見交換会であるところから、常任委員会において政策立案等を実施するため必要に応じて開催するほか、町民団体等の要請に応じて開催するものとする。

(議員の留意事項)

第 5 条 意見交換会において、出席する議員は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 町民の多様な意見を把握し、議会内での議論・政策形成につなげていくために、町民の意見・要望の意図・真意等を聴取すること。
- (2) 町民から意見、質問に対する返答等を求められた場合には、議会としての考え方、議論の経過等を説明することとし、議員個人としての見解を述べないこと（議員個人の考えを求められた場合その他個人の見解を明らかにする必要がある場合を除く。）。

(3) 執行機関の立場での説得的な説明、答弁等を行わないよう留意すること。

(意見等の集約)

第6条 意見交換会に出席した議員は、町民の意見及び提言その他意見交換の内容（以下、この条において「意見等」という。）について、要点をまとめて記録したうえで別に定める様式により議長に報告するものとする。

2 議長は、前項の規定により報告を受けた意見等の整理及び検討について、議会運営委員会に依頼するものとする。

3 議会運営委員会は、前項の規定により意見等の整理及び検討について議長の依頼を受けたときは、議会における当該意見等への対応を協議し、その結果を議長に報告するものとする。

4 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、今後の議会運営において適切に対処するものとする。

(報告書の公表)

第7条 議会は、前条の規定により集約した意見等について、当該意見等に対する議会の対応と併せて議会だより及び議会ホームページ等において公表するものとする。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、意見交換会の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。